

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと考えております。

具体的には、代表取締役以下、当社の取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求することや、財務の健全性を確保するとともに、その信頼性を向上させること、また説明責任を果たすために積極的な情報開示を行うことや、実効性のある内部統制システムを構築すること、ならびに監査等委員会が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2】(議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳)

当社は、現時点において、招集通知の英訳を実施していません。今後の株主構成の変化等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1】(中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ってその実現に向けての最善の努力)

当社は、中期経営計画を作成していません。予測可能環境において有効な計画を中心としたPDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善)経営と異なり、当社が置かれているVUCA(Volatility:変動性、Uncertainty:不確実性、Complexity:複雑性、Ambiguity:曖昧性)環境においては、計画に制約されることなく臨機応変に経営判断を行う機動的な経営が求められていると考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式についての保有方針及び議決権行使基準)

現在、当社は上場株式を保有していませんが、政策保有株式を保有する場合は、投資先企業の取引関係の維持・強化による当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうか等を検討し、総合的に判断します。また、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引をする場合の手続き及び監視体制)

当社では、取締役が競業取引または利益相反取引を行う場合、法令及び取締役会規則の定めに従い、取締役会の承認を要することとしております。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

現在当社では、企業年金制度は導入していません。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略・経営企画

デジタル化の急速な進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、社会は大きな変化を続けています。また、テクノロジーの恩恵で生活の利便性が向上する反面、格差の拡大、シンギュラリティの到来に対する危機感も増しており、未来の社会に対しては、期待と同時に不安感も高まっています。こうした中、当社グループは一人ひとりが豊かで快適な生活を送ることができる人間中心の社会実現に向け、「Create a Beautiful Tomorrow Together」というビジョンを新たに掲げました。

人と人との「信頼」、お互いに助け合う「互酬性の規範」、絆で繋がり合う「ネットワーク」の3つを軸とする社会関係資本の考え方を重視し、顧客やビジネスパートナーをはじめとした多様なプレイヤーとのコラボレーションで新たな価値を生み出すことを目指します。

ミッション:

「クライアント、パートナーと共にSociety5.0の実現とSDGsの達成に貢献する。」

このミッションに基づき、以下の取り組みを推進します。

- 企業のデジタル・トランスフォーメーションの促進
- ジョイントベンチャーの創設・運営およびベンチャー企業の支援
- 高い価値を共創するマルチサイド・プラットフォームの形成

( ) コーポレート・ガバナンスの基本方針

本報告書の「基本的な考え方」に開示しております。

( ) 取締役等の報酬決定の方針と手続き

本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に開示しております。

( ) 取締役候補者等の選解任・指名についての方針と手続き

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役の指名を行うに当たって、職務遂行能力と経験があり、会社の成長と企業価値向上に貢献するための資質があり、倫理観を十分に備えているかどうかを総合的に検討します。代表取締役が選解任及び指名の推薦を行い、社外取締役も出席する取締役会で十分な審議を行い、決定します。代表取締役の選解任につきましても、同等の方針で取締役の提案により取締役会で十分な審議を行い、

決定します。

( )取締役候補者等の選解任・指名についての説明

各取締役候補者の指名理由等については株主総会招集通知に記載しております。また、経営陣幹部の選解任について、その重要性に応じて適宜開示を行うこととしております。

【補充原則4 - 1】(取締役会が業務執行を委ねるにあたって、範囲を明確に定めること)

取締役会は、意思決定機関として、定款及び法令に定めるものの他、「取締役会規則」に定める重要事項を決定しております。また、監督機関として「取締役会規則」に定める重要事項について、代表取締役及び業務執行取締役より報告を受けております。また業務執行に関する決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として、代表取締役会長が議長となり、経営陣で構成される経営会議を設置しております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役選任にあたっての独立性判断基準)

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」(注)を策定し、この基準の各要件のいずれにも該当しない社外取締役は独立性が十分保たれていると判断します。

(注)「独立社外取締役の独立性判断基準」

・当社における社外取締役のうち、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

- (1) 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者
- (2) 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の5%を超える取引先又はその業務執行者
- (3) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の5%を超えるもの又はその業務執行者
- (4) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
- (5) 当社から、直近事業年度において年間100万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
- (6) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から年間100万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (7) 過去3年間において、上記(1)～(6)のいずれかに該当していた者
- (8) 上記(1)～(7)のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
- (9) 当社又は子会社の業務執行取締役等(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)の二親等以内の親族
- (10) 過去3年間において、当社又は子会社の業務執行取締役等(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)であった者の二親等以内の親族

【補充原則4 - 11】(取締役選任に関する方針・手続き)

当社の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、当社グループの事業に関する深い知見を備える取締役や、独立した客観的立場から監督を行う社外取締役等、専門分野や経験等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成するものとしております。

【補充原則4 - 11】(取締役が他の上場会社の役員をしている場合の兼任状況)

株主総会招集通知、有価証券報告書等によって開示しております。社外取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必須となる時間・労力を確保する観点から、その数を合理的な範囲にとどめております。

【補充原則4 - 11】(取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果)

当社は、取締役会の実効性評価を高めるために、2018年度において実効性評価を実施いたしました。評価にあたっては、取締役全員を対象とし、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク管理、業績モニタリングと経営陣の評価・報酬、後継者計画、株主等との対話につき、アンケートを実施し、課題を洗い出すとともに取締役会において、その対応につき議論いたしました。

なお、当事者の忌憚のない意見を引き出すことおよび客観的な分析を担保するために、アンケートの回答収集および集計は外部機関に依頼しました。

アンケート結果を踏まえると、取締役会の実効性は概ね確保できていると認識されておりますが、「後継者計画」についてはさらに改善する余地があることが確認されました。

なお、昨年度の評価で課題とされた、「役員トレーニング」、「取締役会の資料の内容・分量・事前配布、事前説明」については一定の改善が見られました。

当社は、課題として挙げられた項目に対する改善策の実施を通じて、計画的に取締役会の実効性を高めていきたいと考えております。

【補充原則4 - 14】(取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、社外取締役が当社の経営理念、事業戦略、財務状況、組織等を理解するために、代表取締役が新任社外取締役の就任に際して、説明を行っております。また、当社の事業内容等を理解するために執行役員から事業説明を行っております。取締役会以外に、全社イベントへの出席機会の提供等を行っております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話を促進するための体制整備等の方針)

株主総会に合わせて株主懇談会を行っております。また、アナリスト・機関投資家向けには個別のミーティングの場を適宜設けております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,281,400	15.78
株式会社インターネットイニシアティブ	1,980,000	9.52
株式会社インテック	1,980,000	9.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,293,600	6.22

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	986,000	4.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	804,744	3.87
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	612,800	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359,200	1.73
シグマクシス従業員持株会	306,000	1.47
倉重 英樹	220,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

(1) 2018年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2018年8月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株式数	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社	464,200	2.22
アセットマネジメントOne株式会社	2,192,100	10.48

(2) 2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2019年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株式数	割合(%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	1,189,000	5.68

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中原 広	その他													
網谷 充弘	弁護士													
疋田 秀三	他の会社の出身者													
山本 麻記子	弁護士													
角南 文夫	他の会社の出身者													
畑 伸郎	他の会社の出身者													
大久保 丈二	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中原 広				中原広氏は、国税庁長官、理財局長、金融庁監督局参事官、信金中央金庫専務理事等を歴任し、財務、金融など幅広い分野の深い知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。

網谷 充弘			網谷充弘氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
疋田 秀三		社外取締役の疋田秀三氏は、株式会社インテックの業務執行者であります。株式会社インテックは当社の発行済株式の9.5%を保有する株主であり、直近事業年度における取引金額は同社の年間連結売上高の5%を超えません。	疋田秀三氏は、IT事業における豊富な業務経験と見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
山本 麻記子		社外取締役の山本麻記子氏は、TMI総合法律事務所の業務執行者であります。当社は同法律事務所より役務の提供等を受けており、直近事業年度における取引金額は同法律事務所の年間売上高の5%を超えません。	山本麻記子氏は国内外での弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
角南 文夫		社外取締役の角南文夫氏は、三菱商事株式会社の出身者であります。同社を退職後3年以上経過しております。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は当社の年間連結売上高の5%超であり、三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。	角南文夫氏は、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任しています。なお、主要取引先である三菱商事株式会社出身者ではありますが、同社を退職後3年以上経過し、2012年4月より当社監査役として、公正不偏の態度を一貫しており、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
畑 伸郎		社外取締役の畑伸郎氏は、三菱商事株式会社の出身者ではありますが、同社を退職後3年以上経過しております。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は当社の年間連結売上高の5%超であり、三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。	畑伸郎氏は、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任しています。なお、主要取引先である三菱商事株式会社出身者ではありますが、同社を退職後3年以上経過しており、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
大久保 丈二			大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、大手監査法人での代表社員の経験やコンサルティング事業会社で常務取締役を務めた経験もあり、企業会計及び企業経営に関する専門的な知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査は、監査室が担当しており、専任者を1名配置しております。監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づいて各部門に対して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった当該各事業部門に業務改善等のための指摘及びその後の改善確認を行います。監査室は、監査等委員会、会計監査人と緊密な連携を取り、監査に必要な情報の共有を図ります。監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行を監査し、その結果を監査等委員会にて協議します。その主な監査手法は会社の重要な書類の閲覧や取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などであり、それぞれの視点から経営監視機能を十分に発揮でき、公正な監査を行う体制を整えます。なお、監査等委員会は監査を効率的に進めるため内部監査担当者及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等情報交換を密に行い、株主の負託に応え、会社の不祥事の防止と会社の健全で持続的な成長を支え、良質な企業統治体制確立の役割を担います。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #f96;">更新</span>	7名
--	----

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度として、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という）が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役（業務執行取締役に限ります。以下同様）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

業務執行取締役の基本報酬は80%を固定報酬とし、20%の業績連動報酬は業績評価指標達成率を乗じて算出しております（ただし、上限は20%）。業務執行取締役の株式報酬は基準株数に業績評価指標達成率を乗じて算出しております（達成率75%未満の場合は株式報酬無し、上限は150%）。

業績連動報酬に係る指標は、売上高からプロジェクト直接外注費及びプロジェクト直接経費を減じたもの、経常利益及びNSI（Net Satisfaction Index（プロジェクトのお客様満足度を調査し、100点満点（最低は0）に指数化したもの））を基本指標としております。それぞれ基本指標の達成率を50%、25%、25%の割合で反映し算出した業績評価指標達成率を用いて業績連動報酬を決定しております。

当該指標を選択した理由は、主たる事業であるコンサルティングサービスにおける中長期的な業績の向上及び企業価値増大のために有効であると考えているためです。売上高からプロジェクト直接外注費及びプロジェクト直接経費を減じたものは、プロジェクトごとにお客様からいただく収益から外部に流出する費用を除いて会社に残る金額を管理するために最適であること、経常利益は外部視点での利益指標として重要であること、お客様満足度の評価指標であるNSI（Net Satisfaction Index）は今後のサービスの継続・拡大にとって重要な指標であるためです。

取締役会から委任された報酬委員会は株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、報酬等の算定方法を決定し、個人別の報酬額を決定する権限を有しております。また、決定事項は、委員間の協議の上、委員長が決定しております。

また、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的に、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

### 該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的に、当社幹部層に対しストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、経営人財確保、中長期的な業績の向上及び企業価値増大を目的に、業務執行取締役の報酬は基本報酬(一部業績に連動する)及び株式報酬(全て業績に連動する)で構成することとし、社外取締役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、基本報酬(業績に連動しない)としております。

#### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催に際しては、事前に資料を送付し、事前に説明を行っております。また、社外取締役が当社の経営理念、事業戦略、財務状況、組織等を理解するために、代表取締役が新任社外取締役の就任に際して、説明を行っております。また、当社の事業内容等を理解するために執行役員から事業説明を行っております。取締役会以外に、全社イベントへの出席機会の提供等を行っております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

##### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

##### その他の事項

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の制度はありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1) 取締役会・役員体制

取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行います。また、取締役会には監査等委員である取締役が毎回出席し、取締役の業務執行の状況監査を行います。

取締役(監査等委員である取締役含む。)は本書提出日現在12名であります。そのうち7名は社外取締役であります。また、取締役会における意思決定にもつき、常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が業務を執行しております。

### 2) 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役は本書提出日現在3名であり、この全員は社外取締役であり、うち2名は常勤であります。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規則に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

また、取締役会その他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行全般に対する監視及び監査を実施します。このほか、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、年度監査計画に基づき監査を実施するとともに、必要に応じて役職員に対して報告を求め、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議し、取締役会に対する監査指摘事項の提出等を行います。

### 3) 取締役会から委任された報酬委員会

取締役会から委任された報酬委員会(委員長:角南監査等委員独立社外取締役、委員:大久保監査等委員独立社外取締役、倉重代表取締役)は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限以外に、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、報酬等の算定方法を決定し、個人別の報酬額を決定する権限を有しております。また、決定事項は、委員間の協議の上、委員長が決定しております。

### 4) 経営会議

取締役会決議事項以外の重要な意思決定及び各部門からの報告の場として機能しており、常勤取締役のほか議長が必要と認めた執行役員及び従業員が参加しております。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項で定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の独立社外取締役を含む監査等委員である取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の確保や効率性の向上を図れるものと考え、この体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早く発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	当社webサイト上に招集通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」と題したページを設け、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、コンプライアンスを、法令・規則の順守のみならず、社会的規範や企業倫理を守り、人として、会社として正しい行動をとっていくことを意味するものと定義し「コンプライアンス行動指針」を定め、役職員が取るべき行動基準を明確にし、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、地球環境に配慮したワークスタイルを採用しております。具体例としましては、「ペーパーレス化」を推進し業務プロセスを整備し本社オフィスで稼働するプリンターを1台とするなどの活動をしております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保する体制整備の基本方針として、内部統制の基本方針を定めております。

#### 1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録、及びその他取締役の職務執行に係る文書を適切な状態で文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理・保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

#### 2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

#### 3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の事業計画に沿って各部署は当該年度の戦略及び実行予算を策定する。

#### 4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、コンプライアンス組織・運営規程およびコンプライアンス行動指針を制定する。

当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、取締役の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役および使用人に対し法令遵守意識を浸透させるべく、コンプライアンス組織・運営規程およびコンプライアンス行動指針の周知徹底および実施のため、研修の定期的実施等の活動を推進、管理する。

当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反またはコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に照らして疑義がある行為、事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。

反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

#### 5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社・関連会社に関しては、当社子会社・関連会社ごとに当社内に管理担当部を定め、定量情報及び定性情報の把握、役員派遣、議決権行使を通じて業務の適正を確保する。

当社は、当社子会社の取締役および使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告または当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。

当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。

当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

#### 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとする。

#### 7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性及び実効性の確保に関する事項

監査等委員が指示した補助業務については、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

#### 8) 当社および当社子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

当社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。

当社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款またはコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に違反する行為等、当社及び当社子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、または子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査等委員に報告を行うものとし、これらの者から当該事項の発見につき報告を受けた者も同様とする。

前号により報告すべき者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

#### 9) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査等委員からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

#### 10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、社内関係部署・会計監査人・子会社などと意見を交換する。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員が当社及び当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社及び当社子会社の業務及び財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとることを内部統制の基本方針として定めております。さらに反社会的勢力対応ガイドを定め、それに基づき断固した対応を行います。

## その他

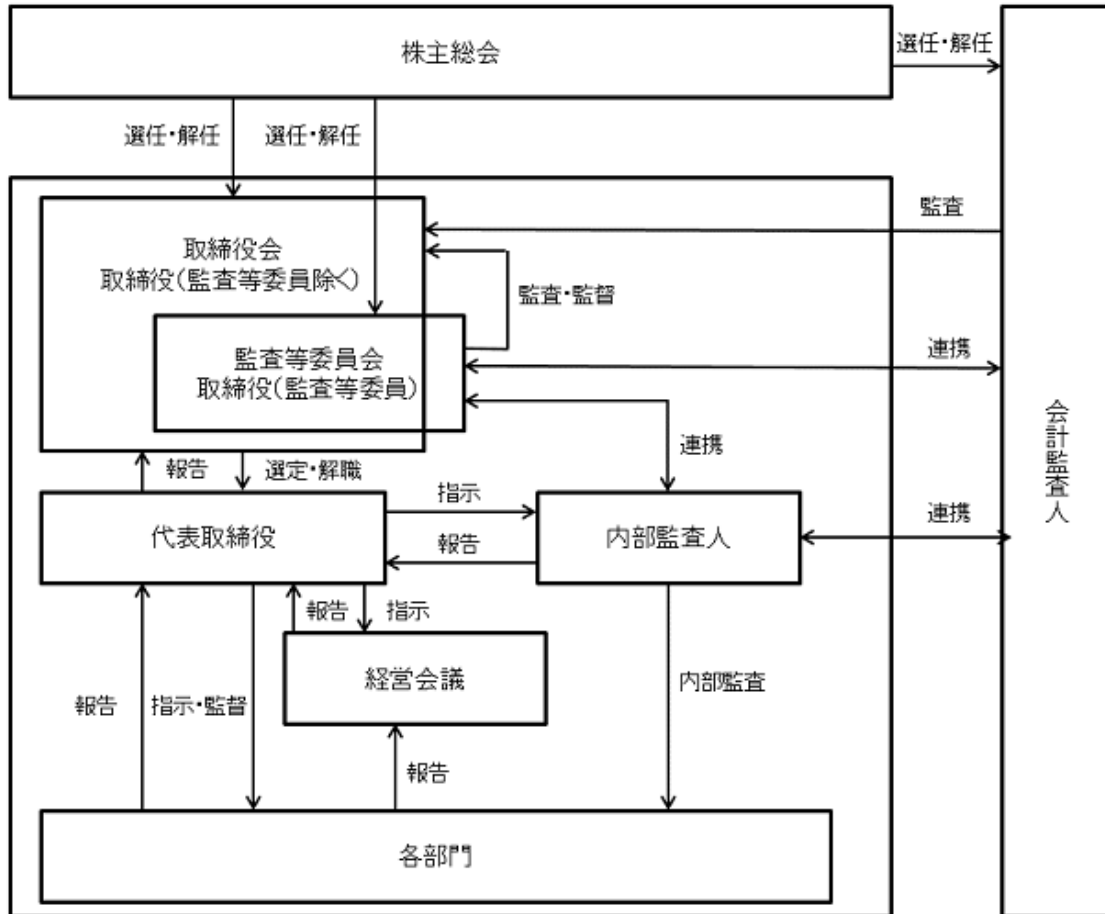
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

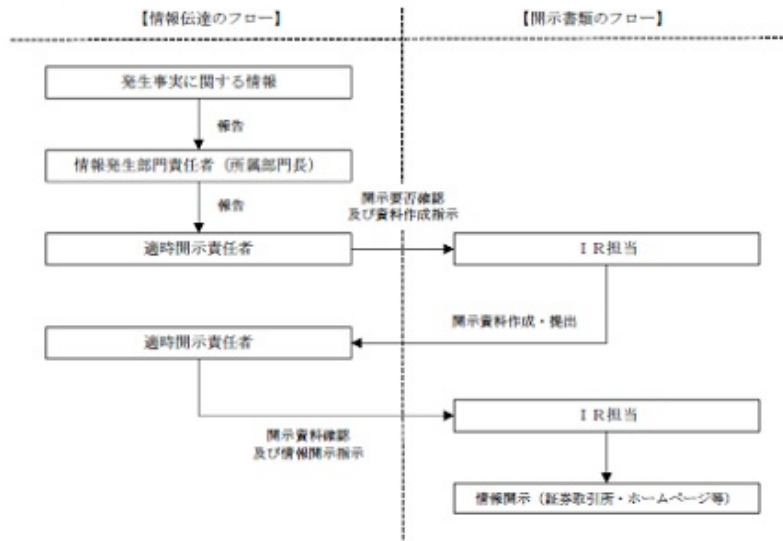
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(参考) 適時開示に係る情報伝達と開示書類作成のフロー図

【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 発生事実に関する情報



(b) 決定事実・決算に関する情報

